

○宇都宮市森林公園条例

昭和53年12月22日
条例第43号

(設置)

第1条 市は、自然に親しむ環境を市民に提供するとともに、自然愛護思想の高揚と市民福祉の向上を図るため、森林公園を次のとおり設置する。

名称 宇都宮市森林公園

位置 宇都宮市福岡町及び古賀志町地内

(業務)

第2条 宇都宮市森林公園(以下「森林公園」という。)において行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 森林の利用に関すること。
- (2) レクリエーション施設等の利用に関すること。
- (3) 森林の保護、育成等に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、その目的を達成するために必要な業務に関すること。

(平3条例41・一部改正)

(行為の制限等)

第3条 森林公園内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更する場合も、同様とする。

- (1) 建築物その他の工作物を設置すること。
- (2) 物の販売又は頒布、募金その他これらに類する行為をすること。
- (3) はり紙、はり札又は広告を表示すること。
- (4) 案内、写真の撮影、物の貸付け等で営利を目的とした行為をすること。
- (5) 展示会、音楽会、集会、興行その他これらに類する行為をすること。
- (6) 火気を使用すること。

2 市長は、森林公園の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(行為の禁止)

第4条 森林公園を利用する者(以下「利用者」という。)は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 森林公園内の施設をき損し、又は汚損すること。
- (2) 土地の形質を変更すること。
- (3) 土石類を採取し、竹木を伐採し、植物を採取し、又は鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷すること。
- (4) その他森林公園の利用を妨げるおそれのある行為をすること。

(施設の使用許可)

第5条 森林公園の施設のうち、レクリエーション施設を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(昭55条例17・平3条例41・一部改正)

(有料施設及び利用対象者)

第5条の2 レクリエーション施設のうち、少年自然の家は、有料施設とする。ただし、少年自然の家を利用することができる者は、児童及び生徒で構成する15人以上30人以下の団体で、かつ、当該児童及び生徒を適切に指導監督することができる引率者の付き添いがあるものとする。

(平3条例41・全改)

(使用料)

第5条の3 有料施設を利用しようとする者は、使用許可の際、1人当たり1泊につき470円を使用料として納付しなければならない。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 自己の責めによらない事由により有料施設を使用することができないとき。
- (2) 使用を開始しようとする日の3日前までに当該使用許可を取り消したとき。

(昭55条例17・追加、平3条例41・平9条例4・平16条例37・一部改正)

(使用料の減免)

第5条の4 市長は、特別の事由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(昭55条例17・追加)

(許可の取消し)

第6条 市長は、第3条第1項及び第5条の規定により許可を受けた者が、次の各号の一に該当すると認めるときは、その行為を停止し、又は許可を取り消すことができる。この場合において、行為者が損害を受けることがあつても、市は、その責を負わない。

- (1) この条例又はこの条例の施行規則に違反したとき。
 - (2) 許可の条件に違反したとき。
 - (3) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
 - (4) その他市長が管理上必要があると認めるとき。
- (昭55条例17・一部改正)

(遵守事項)

第7条 利用者は、森林公園の利用に当たっては、別に定める事項を守らなければならない。

(損害賠償)

第8条 利用者は、故意又は重大な過失により森林公園内の施設をき損し、又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第9条 市長は、森林公園の設置目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者(以下「指定管理者」という。)に森林公園の管理を行わせることができる。

(平17条例50・全改)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第10条 前条の規定により指定管理者に森林公園の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 第2条各号に掲げる業務
 - (2) 森林公園の使用の許可及び制限に関する業務
 - (3) 森林公園の維持管理に関する業務
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務
- 2 前項に規定する場合において、第3条、第5条及び第6条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(平17条例50・追加)

(指定管理者が行う管理の基準)

第11条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正に森林公園の管理を行わなければならない。

(平17条例50・追加)

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(平17条例50・旧第10条線下)

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和54年規則第4号で昭和54年4月1日から施行)

附 則(昭和55年3月21日条例第17号)

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(平成3年12月20日条例第41号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成4年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 4 この条例の施行の際現に宇都宮市森林公園条例又は宇都宮市サイクリングターミナル条例に規定する施設に宿泊している者の当該宿泊に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成9年3月24日条例第4号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- 附 則(平成16年12月27日条例第37号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 附 則(平成17年6月24日条例第50号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に改正前の第9条の規定により管理を委託している森林公園の管理については、地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)の施行の日から起算して3年を経過する日(同日前に地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき当該施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定に係る期間の初日の前日)までの間は、なお従前の例による。
 - 3 指定管理者に森林公園の管理を行わせる場合においては、当該管理を行わせる日前にこの条例による改正前の宇都宮市森林公園条例の規定により市長がした許可その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為(同日以後の使用に係るものに限る。)は、この条例による改正後の宇都宮市森林公園条例の規定により指定管理者がした許可その他の行為又は指定管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。